

**文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）
に関する実態把握及び事例収集事業
に係る予備的調査研究**

総合評価基準

**令和7年11月
文化庁文化資源活用課**

本資料は、文化庁文化資源活用課が調達する「文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）に関する実態把握及び事例収集事業に係る予備的調査研究」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別添1の評価項目及び得点配分基準及び別添2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- （1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- （2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	5 0	1 0 0	1 5 0

4 総合評価の方法

- （1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- （2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別添 1

「文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）に関する実態把握及び事例収集事業に係る予備的調査研究」に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 調査業務の実施方針 [50点]	25	25
●	1-1 調査内容の妥当性、独創性	8	10
	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	10
	* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。	3	—
●	1-2 調査方法の妥当性、独創性	14	10
	* 1-2-1 調査・研究方法が妥当であること。〔調査・研究方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	5	5
	* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。	5	—
	* 1-2-3 仕様書5に定める有識者委員会の委員となり得る候補者の選定（人数を含める）が妥当であること。〔選定理由が明確かつ優れていれば加点する。〕	4	5
●	1-3 作業計画の妥当性・効率性	3	5
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	3	5
	2 組織の経験・能力 [27点]	10	17
	2-1 組織の類似調査業務の経験	—	7
	2-1-1 文化遺産・無形文化遺産に係る調査・研究・保全・修復等に関する知見を有し、類似の業務を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。	—	7
	2-2 組織の調査実施能力	10	5
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	5	—
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	—	5
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	5	—
	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制	—	5
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	—	5
	3 業務従事予定者の経験・能力 [13点]	—	13
	3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験	—	7
	3-1-1 過去に文化遺産・無形文化遺産に係る調査・研究・保全・修復等の業務実績及び類似の調査を実施した実績があれば、実績の内容に応じて加点する。	—	7
	3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	—	6
	3-2-1 文化遺産・無形文化遺産について調査・研究・保全・修復等の経験を通じた知識・知見の内容により加点する。	—	6
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	—	5

	5 賃上げを実施する企業に関する指標 【5点】	—	5
	5-1 賃上げの表明	—	5
	以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする） 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。	—	5
	合 計 【100点】	35	65

※ 基礎点の評価は必須とする要求要件を満たしていれば満点、満たしていなければ0点となります。基礎点には満点か0点のいずれかしかありません。そして一つの項目でも0点があれば、その競争参加者はその時点で不合格となります。

別添 2

「文化遺産・無形文化遺産のシナジー（相乗効果）に関する実態把握及び事例収集事業に係る予備的調査研究」に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1 調査業務の実施方針			
*1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
*1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	5	3	1
*1-2-3 候補者の選定の妥当性について	5	3	1
*1-3-1 作業の日程・手段等の効率性について	5	3	1
2 組織の経験・能力			
2-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	7	4	2
2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	5	3	1
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	5	3	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 業務従事予定者の過去の実績について	7	4	2
3-2-1 業務従事予定者の知識・知見について	6	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 詳細については「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を参照すること	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
プラチナえるぼし		5	
えるぼし3段階目		4	
えるぼし2段階目		3	
えるぼし1段階目		2	
行動計画		1	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
プラチナくるみん		5	
くるみん（令和7年4月1日以後の基準）		4	
くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）		3	
トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）		3	
くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）		3	
トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）		3	
くるみん（平成29年3月31日までの基準）		2	
行動計画（令和7年4月1日以後の基準）		1	
○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4	
5 賃上げを実施する企業に関する指標 5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。			
5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5	
5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		5	
※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。			